

病児・病後児保育室 利用規約

事業の概要

事業の種類	病児・病後児保育（企業主導型保育施設）
事業所の名称	福島卸商団地協同組合みらい・ゆめ保育園
事業所の所在地	福島市鎌田字卸町 12 番地の 3
電話番号・FAX 番号	024-563-7716 / 024-563-7717
設置者氏名	福島卸商団地協同組合 理事長 大内 弘之
管理者氏名	施設長 清野 裕一郎
利用定員	3 人（生後 6 ヶ月～就学前）

事業の目的

みらい・ゆめ保育園内の病児・病後児保育施設では保護者の方に代わり、専任の看護師と保育士が病気または病気の回復期にあり、集団生活が困難な地域のお子さん、他の施設に通われているお子さん（生後 6 ヶ月～就学前）を専用保育室で一時的に預かることを目的としています。

利用できる病気の範囲

通常に通院で治療可能な病気にかかられたお子さんが対象で、**かかりつけ医からの指示に従い**、安静・投薬の療養をいたします。

※病児・病後児の受け入れ基準は 4 ページをご参照ください。

施設・設備の概要

構造	鉄骨造 2 階建（耐火建築物）725.05 m ²
病児室	14.60 m ²
病後児室	14.60 m ²
医務室	6.20 m ²
設備等	トイレ・洗面台・空調設備・空気清浄機・ベッド他

職員配置

職種	人数	(内 非常勤)
看護師	2名	(0名)
保育士	2名	(0名)

利用できる日時・および休日

利用時間	月曜日～金曜日 8:00～17:00
休日	土曜日・日曜日・祝祭日 年末年始(12月29日～1月3日) その他 園長が定めた日

利用料金

保育料	1時間 250円
給食費	250円

※離乳食とアレルギーがあるお子さんは昼食を持参していただきます。

※当園の在園児は無料です。

嘱託医・緊急時の対応

当園では、以下の嘱託医と契約を締結しています。

小児科医	小島 滋恒	こじま小児科医院	TEL 024-558-2231
歯科医	菅野 宏治	こうじ歯科医院	TEL 024-554-4118

利用中に体調の変化等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医・協力医またはかかりつけ医に相談する等の措置を講じます。

災害時の避難場所等

緊急避難先	アクティおろしまち	福島市鎌田字卸町 10-1	024-553-1451
管轄消防署	福島市飯坂消防署東出張所	福島市鎌田字一里塚 7-3	024-553-7796
管轄警察署	福島北警察署	福島市飯坂町平野字江合 2-8	024-554-0110

苦情等の受付について

受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:00 TEL 024-563-7716		
受付担当者	主任保育士 伊藤佳代子		
解決担当者	園長	瀬川千架子	
	第三者委員	千葉 政行	
	//	阿部 大希	

保険について

当園では、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	総合生活保険
保障の概要	保育中の事故等
保険金額	10,000,000 円

個人情報の保護について

当病児・病後児保育室では利用児およびその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取扱いにつとめます。

職員は、保育を行う上で知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。

- ①利用児の保護者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、利用児およびその家族の個人情報を用いません。
- ②利用児およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他電磁的なものも含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③管理する情報については、利用児の家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正・削除を求められた場合は、遅滞することなく調査を行い、訂正・削除を行うものとします。

病児・病後児保育受け入れ基準

1. 各感染症と目安となる許可基準

- ① インフルエンザ（4日目から隔離室で利用可）
- ② 新型コロナウイルス感染症（発症後5日間経過し解熱していれば隔離室で利用可）
- ③ おたふくかぜ（症状が安定し、頭痛や嘔吐がなければ隔離室で利用可）
- ④ 麻疹（解熱後3日経過していれば利用可）
- ⑤ 風疹（発疹が消失していれば利用可）
- ⑥ 水痘（発熱の有無と医師の判断で利用可）
- ⑦ 百日咳（抗菌薬内服後5日経過していれば利用可）
- ⑧ 咽頭結膜熱（症状が安定していれば利用可）
- ⑨ 溶連菌感染症（抗菌薬内服を開始していれば隔離室で利用可）
- ⑩ ロタウイルス・ノロウイルス・感染性胃腸炎（下痢や嘔吐が治まり、水分摂取が可能であれば隔離室で利用可）
- ⑪ 流行性角結膜炎（医師において感染の恐れが低いと認められれば利用可）
- ⑫ 急性出血性結膜炎（医師において感染の恐れが低いと認められれば利用可）
- ⑬ マイコプラズマ感染症（抗菌薬内服を開始し、咳が改善するまでは隔離室で利用可）
- ⑭ 手足口病（症状が安定していれば利用可）
- ⑮ 伝染性紅斑（症状が安定していれば利用可）
- ⑯ ヘルパンギーナ（症状が安定していれば利用可）
- ⑰ RSウイルス感染症（症状が安定していれば利用可）
- ⑱ 帯状疱疹（利用可）

2. 病児・病後児保育を利用できない病状・症状

- ① 伝染性疾患（他児に感染する恐れの高いものの**急性期**）
※麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜ・インフルエンザ・流行性角結膜炎・ロタウイルス・ノロウイルス・感染性胃腸炎など
- ② 38.5度以上の発熱が4日以上続いている場合
- ③ お預かり時に38.5℃以上の熱がある場合
- ④ 嘔吐・下痢が続き脱水症状の兆候がある場合
- ⑤ 皮膚や唇が乾燥している・ぐったりして活気がない等
- ⑥ 咳や喘鳴（ゼーゼー）がひどく、呼吸が苦しい状態
- ⑦ 食欲がなく、ほとんど飲んだり食べたりができない状態
- ⑧ 基礎疾患があり感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い状態
- ⑨ てんかん発作、熱性けいれんが頻回に起こっている状態
（前回のけいれん発作から48時間以上経過していない）
- ⑩ 入院等の措置が必要と考える状態

その他留意していただきたいこと

- ◎予約受付後、当日の朝の病状により保育ができないと判断した場合は、お預かりできないことがあります。
- ◎**体調の悪化や急変時、お子さんの状態により保護者の方へ連絡をいたします。**
 - ・病児保育利用中は必ず保護者の方と連絡の取れる連絡先をお知らせください。
 - ・保育中に病状が悪化し、保育の継続が困難になったときには、予定時間前でもお迎えをお願いします。
 - ・病児保育利用中に必要であると判断した場合は、嘱託医またはお子様のかかりつけ医に連絡をさせていただきます。
- ※緊急連絡が取れなかったことにより不利益が生じても、当病児・病後児保育室では責任を負いません。
- ◎当病児・病後児保育室では点滴等の医療行為はいたしません。
- ◎利用者間の感染には細心の注意を払いますが、感染の可能性がまったくないということではありません。ご了承の上お申し込み下さい。
- ◎事故や災害などのやむを得ない事情を除き、連絡のないキャンセルや延長をした場合には、次回からのご利用をお断りすることがあります。
- ◎災害等により他の場所へ避難をした場合には、病児・病後児室玄関に避難先の掲示と電話連絡をいたしますので、お迎えはそちらにお願いいたします。
- ◎「症状が安定していれば」の判断基準
水分摂取が可能か・ぐったりしていないか・通常と比較して極度に元気がないか等、あくまでも**かかりつけ医の指示に従って下さい。**
- ◎**ご利用 12 時間以内に、解熱剤を使用しての受け入れは行いません。**
- ◎1 歳の誕生日を過ぎてMR(麻しん・風しんワクチン)、水疱瘡ワクチン、BCGを受けていない場合はお預かりできません。

薬について

- 医師の判断により病児保育で与薬が必要な場合は、薬の依頼書の提出をお願いします。
- ①解熱剤・座薬・鎮痛剤はお預かりできません。
 - ②保護者の判断で持参された市販薬には対応できません。(医療機関で処方された薬のみ)
 - ③お薬を持参するときは、必ず記名をして**1 回分のみ**持参して下さい。(水薬も容器に1回分のみ入れて下さい)
 - ③ **お薬は、必ず看護師に手渡して下さい。**

利用に関して

受付時間・・・平日 8:00～16:30 まで 024-563-7716

キャンセル連絡時間・・・前日 8:00～16:30 まで 当日 7:30～8:00 まで

利用にあたっては事前の登録・予約が必要です。予約の際に症状等を伺い、受け入れ可能かどうかを判断させていただきます。

利用される場合は、事前に必ず医療機関（かかりつけ医）の受診および診療情報提供書（医師の連絡票）を記入してもらって下さい。診療情報提供書は医師に記入していただく必要がありますので、受診の際には診療情報提供書を持参して下さい。診療情報提供書で不明な点がある場合には、こちらの方からかかりつけ医に確認させていただきます。

利用をキャンセルする際は、早めに連絡をして下さい。

利用の流れ

1. 申し込み

電話でご連絡の上、当園までお越しください。（TEL 024-563-7716）

書類はこちらのホームページよりダウンロードをして記入して持参していただいてもかまいません。（利用登録書・同意書・診療情報提供書）

福島市ホームページでもダウンロードできます。

2. 登録・面談

当園にお越しいただき、担当保育士と面談の上、利用登録申請をしていただきます。

ご来園の際に母子手帳を持参してください。

利用前日までに予約ができる場合

◎ 医療機関を受診

- ・病児・病後児保育を利用したい旨をお伝えください。
- ・「診療情報提供書（医師の連絡票）」を記入してもらいます。

◎ みらい・ゆめ保育園病児保育室に予約の電話を入れる。

- ・「診断名・病状・医師の指示・利用時間・給食の提供の有無」をお伝えください。

◎ 当日でも空きがあれば利用いただけます。（8:30～お電話ください）

- ・昼食を持参していただきます。

利用当日

みらい・ゆめ保育園正門のインターホンを押してお名前をお伝えください。

（当日 持参するもの）すべての持ち物に記名をしてください。

- ・利用申込書 ・ 診療情報提供書（医師の連絡票） ・ 薬および薬の依頼書（薬は1回分のみ）
- ・着替え上下2枚 ・ おむつ5枚 ・ おしりふき ・ ビニール袋2枚 ・ お気に入りのおもちゃ等
- ・離乳期のお子さんは昼食、ミルクと哺乳瓶（回数分）、おやつを持参してください
- ・アレルギーのあるお子さんは昼食、おやつを持参してください。
- ・利用料（お預かり時にお支払いいただきます）